



## 千葉地本事務所の業務時間などのお知らせについて！

2020年1月から拡大した新型コロナウイルスの感染症は、緊急事態宣言が解除された現在でも感染は拡大しています。千葉地本は緊急事態宣言下でも、組合員の不安や負託に応えるために、事務所業務含めて行ってきました。

しかし、新型コロナウイルスは、生活や働き方などへの価値観を変える大きな変化を社会全体に起こしています。千葉地本も事務所に従事する方への通勤や働き方も考慮して、業務時間を変更しています。

業務日：月曜日～金曜日の平日 土日祝日は休み

時 間：10:00～17:00

※基本的に上記のようになっていますが、地本執行部などで可能な限り常駐できる体制にしています。

**「年末年始の体制」についても、以下ようになります！**

休業日：2020年12月30日 ～ 2021年1月5日

※基本的に上記が休業日となりますが、事務所に可能な限り常駐できる体制は整えたいと考えています。しかし、地本執行部などの勤務の都合によって事務所にいない場合がありますので、ご理解をお願いします。

なお、緊急な場合は職場等にいる各機関役員に問い合わせるようお願いします。

また、HPより投稿もできますので、活用して頂くようお願いいたします。

TEL 043-251-6020 鉄電 056-2937・2938